

# 第9回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年1月22日(木) 自 午後3時00分  
至 午後5時00分

第2 場 所 日弁連来賓室(16階)

## 議 事

伊藤座長 本日は御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

所定の時刻でございますので、ただいまから第9回外国弁護士制度研究会を開会させていただきます。

本日は、オブザーバーでございます外務省経済局国際貿易課サービス貿易室の濱本首席の後任の大野首席を御紹介させていただきます。

一言よろしくお願いたします。

大野氏 ただいま御紹介にあずかりました大野と申します。昨年12月26日付で異動となりまして、この職にまいりました。前職においては外務省の情報公開室というところで情報公開訴訟等を担当しておりまして、またこういう形で法曹の方々に御指導いただけるということをありがたく思っております。

私、今WTOサービス貿易の関係を勉強中ございまして、この外弁制度の件についても今諸外国の例を勉強させていただいておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願したいと思えます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。今後とも外務省のお立場からの御意見を頂戴できればと存じます。

それでは、次に配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 まず、濱本首席が異動されて、新しく大野首席が着任されたことに伴い、オブザーバーに変更がございましたので、資料17として、新しい委員名簿を配布させていただいております。

次に、資料18は、これからの検討事項をまとめた「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についての検討事項（案）」と題するものでございます。

枝番のある資料18-1以下は、その添付資料になります。

資料18-1は、「これまでの議論の整理（案）」と題するもので、以前配布させていただいたものでございます。

資料18-2は、「B法人制度の位置付け」と題するものでございます。

資料の18-3-1, 2, 3は、いずれも弁護士白書からの抜粋でございます。資料18-3-1は、「外国法共同事業による提携関係の状況」と題するものでございます。資料18-3-2は、「弁護士等が雇用している外国弁護士の数」と題するものでございます。資料18-3-3は、「外国法事務弁護士による弁護士の雇用状況」と題するものでございます。

進みまして、資料18-4は、「弁護士との間の提携・協働関係」と題するものでございます。

資料18-5は、「横の提携・協働関係の課題」と題するものでございます。

資料18-6は、「縦の提携・協働関係の課題」と題するものでございます。

資料18-7は、「取り扱うことのできる法律事務の範囲の比較」と題するものでございます。

資料18-8は、「外国法共同事業の規制の在り方との関係」と題するものでございます。

資料18-9は、「他の主な専門職法人制度との比較」と題するものでございます。

資料18-10は、ジュリスト1180号からの抜粋でございます。林弁護士の論稿でございまして、「弁護士と法律関連職との協働について」と題するものでございます。

資料19は、高中委員作成による「検討事項」と題するものでございます。

お配りしました配布資料は以上でございます。

伊藤座長 それでは、前回の会議までは外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度、これについて論点ごとに活発な御議論をいただきました。そして、当研究会として、一定の方向性を示すことができました。

今回からは、もう一つの検討対象でございます弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度、これについて検討を進めてまいりたいと存じます。

それでは、幹事から配布資料について順次説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、資料18を御覧ください。これに沿って御説明したいと思います。

まず、「1. 当研究会における議論の経緯」を御覧ください。

これはもうおさらいになりますけれども、資料18-1の平成20年10月21日付け「これまでの議論の整理（案）」について、第6回会議において委員の皆様から御了承をいただきました。これを受けまして、当研究会では、まず、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度に加えて、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についても検討対象とすることとなりました。そして、後者の法人制度、資料では、B法人制度という言い方をさせていただいておりますが、このB法人制度の検討に当たっては、当該法人制度を創設する必要性、創設する場合に考えられる弊害・問題点及び当該法人制度と他の専門職法人制度との関係等を中心とした御議論をいただくということになっていたかと思えます。

次に、「2. のB法人制度の位置付け」を御覧ください。これは、以前、越委員から、法人制度についてマトリックスを作ってみたらどうか、議論する上で便宜でないか、といった御示唆がありました。それを踏まえまして、資料18-2を作成し、検討対象となる法人制度の位置付けを明確にしました。

資料18-2を御覧ください。

まず、縦の欄は、法人の社員資格をあらわしたものでございます。弁護士、外弁、弁護士及び外弁という三つに区分しております。

次に、横の欄は、法人の取扱い業務の範囲をあらわしたものでございます。日本法に関する法律事務のみ、外国法に関する法律事務のみ、外国法及び日本法に関する法律事務という三つに区分しております。

今日から御議論いただく法人制度は、このマトリックスの右下の「B」と書いてあるところに位置付けることができます。

また、既に弁護士法人制度がありますが、この弁護士法人制度は、社員資格が弁護士に限られており、その取扱い業務の範囲が外国法及び日本法に関する法律事務とされておりますので、マトリックスの右上の「弁護士法人」と書いてあるところに位置付けることができます。

また、マトリックスの真ん中辺りに「A」とありますが、これは、前回会議まで御議論いただきました外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取り扱う法人制度でございます。その下に「A'」とありますが、この趣旨は、A法人制度を御議論いただきましたときに、その社員資格を弁護士にも与えるべきでないかということ論点として提示させていただきました。今後、社員資格を弁護士にも与えるべきであるといった方向性が示されたときには、このA'法人制度の創設を考えることになる、そういうことでございます。

資料18に戻ります。「3. のB法人制度を創設する必要性」を御覧ください。

我が国における法律サービスの需要の動向にかんがみまして、外国法事務弁護士と弁護士との間に緊密な提携・協働関係を構築する必要性が一層高まっていることについては、ほぼ異論がないところと思われます。この提携・協働関係については、これから申し上げるいろいろな課題や指摘があるところがございます。このような課題や指摘を踏まえますと、B法人制度を創設する必要性があるのではないかと見ることもできますが、このような考え方についてどのように考えるべきか。まず、この点を御議論いただきたいと考えております。

この必要性については、これから御説明します点を中心に御議論いただきたいと考えておりますが、このほかにB法人制度を創設する必要性を検討するに当たって、検討すべき事項があるのかどうか、この辺りも御議論いただきたいと思っております。

では、順に御説明しますが、まず、「(1) 弁護士との間の提携・協働関係を構築する必要性」でございます。

近年我が国の社会経済は、複雑多様化するとともに国際化が急速に進展しております。これに伴いまして、社会経済活動を支える法律サービスに対する利用者のニーズも一層複雑多様化するとともに、高度化、専門化している傾向がございます。この傾向は、渉外的法律サービスの分野においても見てとることができて、当該分野においては、取り分け日本法及び外国法に関する包括的・総合的法律サービスに対する需要が一層増大する傾向にあることがうかがえるかと思っております。

このような需要の動向を踏まえますと、法律サービスの提供者である外国法事務弁護士におきましては、利用者の多様なニーズに的確に対応した質の高い法律サービスを提供することが求められておまして、その方策としてはいろいろ考えられるのですが、その一つとして、弁護士との間で緊密な提携・協働関係を構築、維持しながら法律サービスを提供することの必要性が一層高まっていると、そのように考えることができるのではないかと。弁護士につきましても、同様の指摘をすることが可能ではないか、このような考え方についてどのように考えるか。

次に、「(2) 弁護士との間の提携・協働関係の課題等」でございます。

この提携・協働関係を整理した図を作成しましたので、資料18-4を御覧ください。

今申し上げた外国法事務弁護士と弁護士との間の提携・協働関係については、大きく二つに分けることができます。やや比喩的な言い方になりますが、まずは、横の提携・協働関係と言われるものとして、共同経営形式による提携・協働関係。次に、これも比喩的な言い方になりますが、縦の提携・協働関係。この場合は、外国法事務弁護士が弁護士に雇用される場合と、外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合とがございます。このように整

理することができると思います。

まず、横の提携・協働関係ですが、図の上のほうを御覧ください。まず左側に外国法事務弁護士、右側に弁護士、あるいは弁護士法人がございます。横の提携・協働関係を構築しようとする場合には、現行法上は、外国法共同事業という形で民法上の組合形式による提携・協働関係が認められております。他方、これから御議論いただく法人制度については認められていませんので、そのような関係は構築できない。このような状況にあります。

次に、縦の提携・協働関係でございますが、先ほど2通りあると申し上げました。まず左側のほうですが、現行法上、外国法事務弁護士は、弁護士を自由に雇用することができます。他方、右側ですが、弁護士又は弁護士法人は、外国法事務弁護士を雇用することができます。現行法上は、このような状況にあります。

このような状況を踏まえまして、それぞれの提携・協働関係についての課題について御説明したいと思います。

まず、資料18-5を御覧ください。

横の提携・協働関係についてみますと、現行法上、外国法事務弁護士は、弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業として民法上の組合形式による提携・協働関係を構築した上、当該外国法共同事業を通じて法律サービスを提供することができます。

もっとも、弁護士法人との間で外国法共同事業を営む場合には、課題があります。この図で言いますと、右上を御覧ください。共同事業の相手方である弁護士法人は、複数の事務所を設けた上、より利用者のニーズに即した業務展開が可能となっております。他方、外国法事務弁護士のほうを見ますと、従前から御説明していますように、自らは複数の事務所を設けることができません。また、現行法上は、前回まで御議論いただきましたA法人、このような法人を設立することができないため、複数の事務所を設置することなどの法人化した場合のメリットを享受することもできない。こういった課題が考えられます。

次に、資料18-6を御覧ください。

縦の提携・協働関係でございますが、現行法上、弁護士又は弁護士法人が外国法事務弁護士を雇用することについては特段の規制が設けられておりませんので、外国法事務弁護士は、弁護士や弁護士法人に雇用されて、その雇用者である弁護士等の業務を通じて法律サービスを提供することができます。もっとも、弁護士法人に外国法事務弁護士が雇用されている場合には、課題があります。この図で言いますと、中央下を御覧ください。弁護士法人では、社員資格が弁護士に限定されております。したがって、雇用されている外国法事務弁護士は、その知識、能力、実績等がいかに評価されようとも、その弁護士法人の社員となり、その業務を通じて法律サービスを提供することができません。そのため、その弁護士法人の社員である弁護士との間で横の提携・協働関係を構築しようにも、その弁護士法人との間の雇用関係を解消して、当該弁護士法人との間で外国法共同事業という民法上の組合形式による提携・協働関係を構築するほかございません。この図で言いますと、右上になります。雇用されていた外国法事務弁護士が、いったんこの弁護士法人をお辞めになられて、その弁護士法人との間で外国法共同事業を営む、このような方法しか認められていないということでございます。仮に、前回まで御議論いただきましたA法人制度が導入されるとなると、雇用されていた外国法事務弁護士が、その弁護士法人をお辞めになられて、A法人を設立し、そのA法人とその弁護士法人との間で外国法共同事業を行うこ

とができる。そのような関係にございます。

今度は、提携・協働関係に関する指摘になりますが、これまで御議論していただいた中では、法律サービスに対する利用者の多様なニーズに的確に対応するため、その提供の形態についても多様な選択肢が確保されている必要があるのに、今申し上げたとおり、横の提携・協働関係については、外国法共同事業という民法上の組合形式によるものしか用意されていないこと自体が問題であるというような御指摘、あるいは利用者にとっても、質の高い法律サービスの提供を受けるためには、外国法事務弁護士及び弁護士等に多様な選択肢が用意され、適切な競争が確保されている必要がある、このような御指摘もあったところでございます。

説明は以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、今渡邊幹事から説明があった点、特にここでの呼び方、B法人というふうに呼んでおりますけれども、B法人制度を創設する必要性について、まず御質問、御意見を頂きたいと思えます。

高中委員から検討事項をまとめていただきまして、資料の19として頂いておりますので、その検討事項の中でB法人制度を創設する必要性に関する点に絞っていただいて、御説明をお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いします。

高中委員 お手元の資料番号19ですが、既に渡邊幹事から詳細な御説明がありましたので、加える点も特にございません。

ただ、あえて申し上げさせていただきますと、必要性に関しては、この研究会におきまして日本の弁護士お2人のヒアリングを中心としてなされたわけです。その中で、外国法事務弁護士ないしは外国弁護士が長い期間をかけて我が国の法律事務所で行ったとしても、日本法を取り扱う法律事務所のパートナーにはなれない、これがインセンティブに欠ける、こういう発言があったということです。

さらには、我が国の弁護士が積極的に海外進出を図っていく必要があるという指摘もありました。また、当該外国において、同等の制度が採用されているということであれば、我が国でもいわゆるB法人を導入する必要があるという発言もあったと記憶しているところです。

確かに、先ほどの渡邊幹事の御説明のとおり、収益分配を認める外国法共同事業という制度が現在実施され、その実績については弁護士白書に出ているとおりでして、相当数の外国法共同事業が届け出をなされております。私としては、この外国法共同事業があるのみではその必要性を解消することができないとあってよいのかどうかに関しまして、弁護士委員よりも、むしろ弁護士を使うユーザー側、ここで申し上げますと越委員、佐成委員、松木委員など、あるいはマスコミを代表して杉山委員でも結構でございますが、ユーザーからこのB法人が導入されないと我が国の国益上あるいは実務上困るといふことがあるのかどうかというお話を承りたいと思えます。そのお話いかんによってはさらに広範な調査、何らかのヒアリングが必要になるのではないかと考える次第です。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、以下皆様方の御意見、御質問を承りたいと存じますが、ただいま高中委員からもぜひ、いわばユーザー側の視点からの御意見をという御発言がございましたので、適宜

ただいまの問題意識につきまして、御発言をお願いできますでしょうか。

どうぞ、下條委員。

下條委員 渡邊幹事にまとめていただいたもの、非常にありがとうございます。このいわゆる混合法人を論じる際に、やはり光と影と両方あると思うのですけれども、ややもすると、影のほうばかり、つまり弊害とかそちらのほうばかりに目が行っていると思います。しかし、渡邊幹事が挙げていただいたように光の部分というか、プラスの部分も非常に多いと思います。特に、ここに書いてあるようにグローバルイゼーションが急速に進展しており、各国の法制度が非常に似通ったものになってきています。例えて言えば、ここ数年来問題になっているいわゆる買収防衛策はもちろんアメリカですごく発展してしまっていて、日本の買収防衛策を考えるに当たっても、いわゆるアメリカの判決が非常に参考になるということで、例のレブロン判決とか、ユノカル判決とか、たくさん出ています。ですから、日本での買収防衛策を考えるに当たっても、日本の弁護士とアメリカの弁護士が協力することは非常に役立つわけですから、そういうアメリカの判決が非常に参考になります。

例えばある件で、買収防衛策をめぐって訴訟になったとして、その場合にアメリカの判決を引用しようという場合、やはりアメリカの弁護士と日本の弁護士ではアメリカの判決を読む速度が日本の弁護士のほうが10倍、それぐらい掛かるかと思うのです。ですから、10個の判決をもし参考として読まないといけないとなったら、100倍になってしまうわけですから、そういうことを考えると、日本弁護士とアメリカの弁護士が協力し合ってやっていくということはユーザーにとっても非常にメリットがあることではないかというふうに思います。ですから、こういうメリットの面もきちんと頭に入れていく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

伊藤座長 ありがとうございます。

今の下條委員の御発言に関連してでも、また別の点でも結構でございますが、いわばユーザー側の視点からの御意見いかがでしょうか。

松木委員。

松木委員 今、下條委員のほうからお話がありましたけれども、ユーザー側とすれば、いろいろな良いサービスがどうやって受けられるようになってくるのか、そのときのチョイスができるだけ広いほうが良いというのは常にあるところだろうと思います。

それで、外国の弁護士と日本の弁護士とが一緒になってやらなければいけないようなところ、それから今おっしゃられたようなM&Aのときの買収防衛策、そういったものに限らず大きなプロジェクトのときに、色々な国の法律問題が非常に混ざったような案件が出てきたときに、それを一つでやってもらえる形というのができるということ、これはユーザーにとってはある意味マストの形だろうと思います。

したがって、それが何か阻害されてしまうというような形になっているというのは、ユーザーの側としてはやはり好ましくないということがあろうかと思えます。

これが、法人制度というものがないとできないのかということになってくると、私もまだよく分からないところがありまして、この法人制度がなくてもできるのではないかと、法人制度があったほうがもっとよくできることになるということになるのか、それよりも今議論しているものよりもっと違ったものにしたほうがよりサービスがよく受けられるような形になるのか、その辺のところについては私もまだ意見が固まっていると

いうところではございません。

伊藤座長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ、佐成委員。

佐成委員 ではユーザーということで。

ユーザーからすれば、ワンストップでサービスを受けられる、ワンストップサービスということで日本法のサービスとそれから外国法のサービスを違った観点から、しかも同時に一つの法人で受けられるというのはメリットのような気がします。

ただ、現実にはそういうものが今ないのでどうだか分かりませんが、実際共同事業を営まれている事務所をお願いするときには、そういったサービスを現実には受けておりますので、それが法人化されたときにどれだけ質が上がるかというのはちょっと分からないですけれども、いずれにしてもワンストップサービスを提供していただけるというのはユーザーにとっては非常にありがたいことですし、その促進になるような制度設計がなされるのであれば、ユーザーとしてはウエルカムだというふうに思います。

簡単ですが、以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

越委員、どうぞ。

越委員 ユーザーの立場もありますし、関係者全体、日本の経済社会全体のためにこういうふうなことがいいのではないかとという観点から、二つポイントを申し上げてみたいと思います。

一つは、私が申し上げているということではなくて、私がかかなり前から深く尊敬している日本人の弁護士の方でニューヨークで御活躍の大先輩の方がとにかく事あるごとにおっしゃることです。「質を高めるには競争が一番だ。もちろんビジネス、スポーツはそうだけれども、芸術でも弁護士としての活動でも同じなのですよ」ということをおっしゃるすばらしい先輩の方がいらっしゃいます。その競争が十分に行われるということが大事であるということは、逆から言うと、「競争制限」「競争を何らかの意味で制限する、あるいは阻害するという要素」を排除していけば正しい選択になるのではないかと思います。

そして、その内容の中には、インセンティブという単語が使われながら説明されていること、すなわち優秀な外弁の方が日本に喜んで来てくださって自由に活動できるということも、この競争確保というカテゴリーの中に位置付けられるのではないかと思います。これが第1点です。

第2点は、制度設計のフレームワーク、タイムフレームとして、私のこれは個人的な考えにすぎないかもしれませんが、現段階においては「ある程度長期的に耐え得るものを構想して制度化していくことが望ましいのではないかと」思います。もちろん、「今後の10年とか、30年が予想もできないような変化が起こるに決まっているから、だから当面妥当であればよいという制度にしておいたほうがよいのだ」という考えもあるでしょう。しかし、現段階においては、「この制度で大丈夫なのではないか」というものをなるべく考えたほうがよろしいのではないかと思います。

そのために、短期的に、去年とか今年とか、どのようなニーズがあるかということヒアリングといたしますか、調査するだけでは私は不十分だと思います。では「10年後どうな

っているのかということ、今ここですべて予見しろ」と言われても、私たちの能力を超えるのではないかと思います。

そうしますと、一つの解決の方法といたしましては、「なるべく多様な選択肢を用意して、その選択肢の中には制度化された以降、使用頻度が少ないものであったとしても、それでも選択肢として使えるように確保しておく」。もちろん、それによって何か重大な弊害が起こるとか、ものすごく国家予算を浪費してしまうとか、そういうことがあれば「個別に弊害の除去、防止について議論するべきだ」とは思います。その点はもちろん留保するべきなのですが、やはり長期的にある程度使えるという制度を設計するべきだとするならば、その中の一つの考え方としては、「使用頻度の低いものであっても重大な弊害がない限り、だれかが望めばそれを利用できるという、選択肢としてメニューの中に加えておく」というのが現段階では私は適切な考え方ではないかと思います。

ですから、おさらいいたしますと、一つは「自由な競争を確保」できるように、もう一つは、ある程度長期的な状況の変化にも耐えられるように「選択肢を幅広く用意する」と、この2点が申し上げたかったこととございます。

以上です。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

杉山委員。

杉山委員 今回、この研究会は非常に難しい議論を展開していますね。

高中先生が御指摘されたように、果たして現在、外国法共同事業ができるので、それでよいのではないかと、法人同士の形態を認めなくてもいいのではないかと、という議論も確かにあると思います。私もよく分からない。専門家ではありませんので、知り合いの外国法共同事業をやっている、僕がかねてから知っている人にこの前、会って、個人的にいろいろ聞いてみたのです。「どうなのでしょう。」と。その人の御意見なので、それは全面的に私が「そうかな」ということではありません。その人は「今やっている外国法共同事業だったら、何か問題があるとか、やりにくいことはないのだ」ということを言っていて、強いて言えば、先ほど越委員がおっしゃっていたように「いろいろ広がっていけば、それはもっと望ましいのではないかと。そういういろいろな議論が出る背景には、やはり日本の弁護士のこれからの仕事、例えばアメリカ法の弁護士がどんどん日本に来る。ニューヨークで弁護士免許を取って日本に来て、その人たちがどんどん力を持って仕事をどんどんやっていくということになると、相当な競争になりますので、そういう意味では懸念する声があるでしょう」という率直な意見をされていたわけです。私の基本的な考えも、先ほどユーザーの方が何人か、松木委員などがおっしゃいましたが、「新しい制度を設けた方がいいのかどうかについて、明確にユーザー側もこれが良いのですよ」「こういう方式を導入するのがユーザーにとっても良いのですよ」というようなことはあまりはっきり言えないというのは、そのとおりだと思うのです。

ただ、こういう選択肢を与えて広げていく上で、基本的に大問題なのか、これが日本の弁護士制度を根本から揺るがす大問題になって、例えば日本の国益ないし日本経済、日本の司法システムの将来に重大な影響を与えるのであれば、そのようなことはやらない方がよいと思いますけれども、多分そういうふうにはならないのではないかと。これはあまり私も突き詰めて考えていないのですが、ただ、高中先生の書かれた、今私読んでいる

ところだったのですけれども、例えば第4のところです。英米の巨大ローファームの傘下に入って、これはかつての議論だと思うのですけれども、支配下に置かれるとか、我が国の弁護士の独自性を維持できるのかどうか云々と書いてあって、そういう懸念があった。今後もそういう懸念についてはどうなのだというのをいろいろ幾つか御指摘されているのですけれども、そういうようなことについて「今どうなっているのだ」と。「本当にそういう問題があるのですか」というようなことがむしろ率直に聞きたいのです。しかし、そういうことがあって今どうなっているのか、本当に大問題なのかどうかということ、実際、私はユーザーの立場でもありませんし、非常に距離を置いて一般的な常識の範囲でしか分かりません。基本的には大きな問題、日本の弁護士制度だとか、日本の国益を損ねるとか、すごく害悪をもたらすというようなことがなければ、そういうことで基本的に何人かの委員がおっしゃったように幅広く選択肢を検討して認めていく方向が望ましいのではないかというのが私の意見です。

伊藤座長 ありがとうございます。

それぞれ、ユーザーないしユーザー的な視点からの御意見をいただきました。

それでは、他の委員の方々もどうぞ御自由に御発言いただければと存じます。

いかがでしょうか。学会の委員の方、学識経験というふうなお立場から見て、今のその必要性の点に関して、ただいま何人かの方からの御発言もございましたが、どんなふうにお考えになりますでしょうか。

長谷部委員 今までの御議論を伺ってしまして、外国法共同事業の場合と、それからこういったB法人という形で混合法人をつくる場合と、そのメリット、新しくすることでどういうメリットがあるのかいま一つよく分からないのですが、法制上は明らかに法人なりしている場合と、単なるパートナーシップということと違うと思うのですけれども、そういったさまざまな違いというのが実際の実務においてどういう意味を持っているのかというようなことがよく分からないものですから、ちょっと御説明いただくと大変ありがたいというふうに思います。

伊藤座長 おっしゃったように制度上違うことは間違いありませんが、その制度上の違いが実際の仮にそういう制度ができたときに、弁護士業務の遂行の仕方にどういう影響を与えるだろうかと、そういうことでしょうか。

長谷部委員 まさにそういうことです。そうですね、例えばクライアントとの関係というのが一番基本になるかとは思いますが、それ以外に例えば税法上の問題ですとか、それからその他のいろいろな規制の問題で、外国法共同事業とそれから法人になった場合とで、何か顕著な違いがあるのかどうかということなのだと思います。

伊藤座長 依頼者からの仕事の受任とか、その遂行、あるいはそれに関連する今お話があったような税務上の問題等々に関して、下條委員、お願いいたします。

下條委員 混合法人を認めるメリットが一番端的にあらわれていたのは、ここのヒアリングで行われた国谷弁護士のヒアリングだと思います。

国谷弁護士の事務所は弁護士法人をつくっておられます。ですから、国谷弁護士の弁護士法人が非常に優秀なアメリカの弁護士を雇用しているとします。その人は非常に優秀で、先ほど言いましたようなアメリカの判例を読んだりリサーチしたり、非常に役立つ。ですから、「この人にはアメリカに帰ってもらいたくない、是非ずっと自分の事務所でパート

ナーとしてやってもらいたい。」と、そういうふうに思ったときに、混合法人が認められないと、現在弁護士法人の社員というのは弁護士に限られているわけです。ですから、そういう場合に、この優秀なアメリカの弁護士を社員とする制度が認められていないということは非常に不便である、社員に昇格できないということは、そのアメリカの弁護士にとっては、ずっと雇用であり続けるわけで、非常に不便なわけですね。そういう面で一つ非常に大きなメリットがあると明確に言えると思います。

他方、現在既に外国法共同事業でやっている、そういう場合には、これは単に組合でやるか、法人でやるかということなので、特に取り立てて言うメリットはないのですけれども、他方では組合でできることをどうして法人でできないのか、それは組合でできることは法人で認めてもいいのではないのか、そういうことは言えるかと思います。

伊藤座長 どうぞ、牛島委員。

牛島委員 下條委員の言われたとおりだというふうに理解しております。

1点そのことに付け加えますと、ネガティブなコメントになるのですが、国谷先生がおっしゃったことは、これは事実皆さんお聞きになったとおりであると思います。しかし、それがどの程度の需要であるのかということは、これは必ずしも分からない。これは一つあることは確かである。一つある可能性があることは確かという以上どこまであるのか。これはしかし、渥美先生もおっしゃったことですから、それをどのように評価するかということがあると思います。それが一つでございます。

もう一つは、これは私の理解しております限りでございますが、欧米の巨大ファームがこういったB法人を使うということについては、まずないということを断言されております。もちろん、現実にそうなったときにどうなるか、これはだれも分からないと思いますが、主として税法上の問題でそういうことはあり得ないということを私自身言われております。

したがって、そういう意味ではそちら側のメリットはないのかなということになりますと、これはもちろん下條委員のおっしゃったことのポジティブなコメントになるのですが、むしろ下條委員のおっしゃったことが主たる問題であるのかもしれないという気はいたしております。つまり、欧米系の大ファームは、法人制度を使って、日本の現在の例えば外国法共同事業であったり、あるいは外弁事務所であったものに重ねて持つことになります。それについて「法人にしたいということはない。」というふうに、今、需要としてははないというふうに理解いたしております。

ただし、もう一つ、外弁制度についてつけ加えますと、もちろん巨大ファームだけが外国法事務弁護士ではございませんので、個人として独立でやられている方、あるいはこれは下條委員のおっしゃったとはまた別の意味で外国から来られて外弁をやっている方が日本の弁護士と独自に一緒にやるときに「なぜ法人ではできないのか。」という問題はやはり同様にあるだろうと、このように承知いたしております。

伊藤座長 分かりました。ありがとうございました。

佐瀬委員。

佐瀬委員 私もそのとおりだと思っています。仕事上の区別というのはそれほどないのではないかと。現在、外国法共同事業でやっているもので、需要は多分賄えているのだろうというふうには思います。

ただ、一番の問題はやはり下條委員のおっしゃったように優秀な人材をいかに日本に残す

か、要するにアメリカにしるヨーロッパにしる優秀な人材はいて、その人たちはやはりどこでもそうですけれども、「上に上がりたい。」と思うのは当然のことで、「上に上がれないところに残らない。」というのは、それも当り前のことだろうと思うのですね。だから、そういう制度をどう考えるかという、巨大事務所が来ないということを前提にするとどうなのかなという気もしますけれども、ただやはりそういう余地を残すかどうかという、人材の問題だろうなという気はしています。

私もある意味では、前に言ったように、日本の弁護士としてそういう国際的な弁護士に対しては、私もユーザーの一人ですから、だからそういう意味ではやはり優秀な弁護士になるべく相談したいというのは、これは普通のユーザーと変わらないと思いますね。それは、日本の例えば「弁護士を選ぶ中でも優秀な弁護士を選びたい。」と皆さん思うわけでしょうから、それはもう外国の弁護士であろうと、それは同じことだろうと私は理解しています。

伊藤座長 どうぞ、牛島委員。

牛島委員 補足でございますが、私は先ほど杉山委員のおっしゃった、では外国法共同事業というのはどのように理解され、どのように使われているのか、資料若干出ておりますけれども、プラス面、マイナス面のその詳細を知る必要ということがあるのかもしれないなという気はいたしております。規制緩和、一口で言ってしまいますけれども、という名のもとにやってきたことが果たしていい面と悪い面と、どのようになっているのか、それがさらに何を必要とするのか、あるいはしないのかといったことの検討というのは、なされねばならないのかなというのは個人的には強く思っております。

伊藤座長 分かりました。

どうぞ、何先生。

何氏 皆さんの議論内容は十分理解していないかもしれませんが、個人的に私から見れば、今の外国法共同事業とB法人の間にどういう区別があるのか、どういうところが進んでいるのか、それに伴ってどういう弊害が出てくるのか、これが最大のポイントであるというふうには思っています。それを検討する前に、今の外国法共同事業にどういうメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのか、そこがスタート点ではないかというふうには思っています。

例えば、もしB法人をつくるのであれば、支店ができるので、日本で1か所ではなくて、何か所でも活動できるというメリットが出てくるのです。その上、優秀な人材に対して、今までのようにお金ばかりではなくて、精神的にもインセンティブを与えることができるので、これはメリットではないかというふうには思っています。

弊害としては、日本法の部分ですね。日本法に関するサービスなのですが、外国法事務弁護士としては手を出していないところなのですから、この部分はさらに弊害が出てくるかどうか、主にその点ではないかというふうには理解しております。私の中でこのように整理しているのですけれども、それが正しいかどうか、むしろそこからスタートしたほうが分かりやすいかなという気がしないでもないという感想でございます。

以上です。

伊藤座長 B法人を認めることによって外国法事務弁護士に対して良い影響というのも、それはいわば必要性ということで、後に出てきます弊害の問題とか、そちらのほうについても

併せて検討する必要があるというような、そういう御指摘ですね。

何氏 そうですね。もちろん世の中にメリットがあるものということであれば、重要性はなくても、必ず誰かが「欲しい」ということは出てくると思います。制度が良いものであれば、やはり「おいしいものであれば人間は食べる」ものですから、これは基本的な原理であって、良い制度をつくるのはすばらしいことであるというふうには思っております。

伊藤座長 中西委員。

中西委員 基本的には長谷部先生と同じようなことで、具体的に「どういう使い勝手が」という話に尽きるのではないかと考えています。

高中委員がおっしゃるようにユーザーの視点というのは確かにあるのですが、ただ、ダイレクトにそれを議論するのは難しいと思うのです。

例えば会社法制を考えると、最終的には国民経済とかそういう人のメリットとかなのでしょうけれども、それは「結果的に」ということなので、例えばこういうことをすれば企業が増えてそういう形になると、ここでもそれは間接的に、結果としてそうなるのではないかと、やはり今までの議論がずっとそうになっていたと思うのですが、実際に法人制度をつくった場合に、その利用するであろう弁護士とか、外国法事務弁護士の方がどういう使い勝手があるか、そういうことをやはり議論したほうが、実際そうなので、正直な話、事務所とか運営の際のお金といいますか、そういうメリットはないのですか。税金とかそういう話ではなくて。

伊藤座長 収益の分配とかそういうたぐいのことですか。

中西委員 そうですね。

伊藤座長 牛島委員。

牛島委員 私の分かっていることは少ない。私は別に共同事業もしておりませんし、外国の事務所でもありませんが、まず資本というのですかね、使うために必要なお金を集めるという意味で、この法人の意味があるかということであればないだろうと思います。

それから、では任意組合でやる時はどうしているのかといえば、やはり恐らく巨大ファームであれば外国から持ち込んでいるわけでありまして、外国法事務弁護士の方が持ち込んだお金とはいっても、実質的にはその背景にある例えばニューヨークのパートナーシップが持ち込まれたお金という面が強いのかなというふうには感じております。推測しております。

出るときにそれをどう分けるかということも、結論から先に申せば、大きな変化はないのではないかと。

いずれにしても、先ほども申しましたけれども、外国法事務弁護士の方が、特に巨大ファームの方がとても気にしていられること、当然ですが、それは「おいしいものがあつたら食べる」という話があつて、誠にそのとおりでありまして、できれば誰にも取られないで一人で食べるためには税金を払わないほうが、ちょっと表現がよくないかもしれませんが、合法的に税金をセーブされるのは当然のことでしょうから、そういう点から全く魅力を感じない、ほとんど魅力を感じないということをいろいろなところで外国法事務弁護士、巨大ファームの方から聞きます。多少お答えになったのかどうか分かりません。

伊藤座長 どうぞ、松木委員。

松木委員 教えていただきたいのですが。これは、外国法共同事業をやっている方に

聞かなければいけないのかもしれないのですけれども、例えば今いただいた資料を見ていて、「フレッシュフィールズ」だとか、「オメルベニー・アンド・マイヤーズ」だとか、こういう巨大なローファームというのがいろいろとあるのですけれども、こういう名前を付けているところが、例えば我々三菱商事が何か事業を外でやるというと、当然そこからのリターンを期待してやるわけですけれども、今のこういった外国法共同事業でやっているときは、これはあくまでも個人がベースになっているので、そういう外国の事務所に、日本でたくさんもうかったから、利益をそこから外国の事務所にあげられるということは、これはできない形になっているわけですか。

伊藤座長 そのあたりはどうでしょうか。

牛島委員 いいでしょうか。違ったらぜひ御指摘ください。

私の理解いたしておるところは、外国法事務弁護士事務所で、まず外国法共同事業の例を取りますと、日本弁護士と分けて、そしてその外国法共同事業のうちの外国法事務弁護士の方、端的に申せば、例えばニューヨークから派遣されている外弁であるパートナーの方の、その収益というのですか、取り分からさらにニューヨークに行くということは、自明視されているというふうに理解しております。

したがって、例えば日本で取ったお金の、日本の弁護士、外国法共同事業が前提ですから、日本の弁護士に分けた分の他は全部その個人人の外国法事務弁護士の方が取られるということではないのだというふうに理解しております。

伊藤座長 下條委員、お願いします。

下條委員 私も推測にすぎないのですけれども、恐らく外国法律事務所の日本のオペレーションは多分もうかっていないと思うのですね。

ですから、むしろ日本でのオペレーションから上がる収支を計算して、それで日本にいるパートナーで分けるということになると、多分日本のパートナーのギャランティードアカウントを下回ってしまうのだと思うのですね。そこで、むしろ所属事業体のほうと東京支店との間で業務委託契約をして、一種のミルク補てんというか、そういうことをやっているというようなふうに伺っています。

そういう意味で日本でもうかった分が外に出ていくというのは余り聞いたことがないですね。むしろ逆に外から補てんしている。そして日本にいる外国法事務弁護士で所属事業体のパートナーはむしろ所属事業体のほうから報酬をもらっている、そんなふうな理解をしています。ただ、私もそういう外資系の事務所にいたわけではないので、あくまでも推測です。

伊藤座長 ありがとうございます。

杉山委員、お願いします。

杉山委員 お金の面についてですね、非常に下世話な話なので、非常に興味があって私の知り合いに聞いてみたのですね。「あなたはどうやって給料をもらっているの」と。共同パートナーですから、その人は、日本法の弁護士をやっているわけですね。

先ほど下條先生がおっしゃったように、アメリカにボスがいて、日本でつくるわけですね。そのボスが、「あなたはこのぐらゐの額ですよ」ということを言うと言っていました。では、他の共同事業者が何人かいるわけですが、「彼らはどのぐらゐもらっているかなんて分からん。お互いに言うと、けんかになるから」というようなことを言っていました。

た。

伊藤座長 なるほど。どうぞ、牛島委員。

牛島委員 これはそれぞれ個人的なついでで得た情報が主であるのかと思いますが、いろいろな情報に接する限り、下條先生のおっしゃっていることも一つの真実であると思いますが、私が理解しておりますのは、すべての外弁事務所ではありません。しかし有力な外弁事務所は、これは全くの推測ですが、何十億、つまり十何億ではなくて何十とかの数えることのできる収入を上げていると理解しております。したがって、それはごく一部なのかもしれませんが、それが外弁の方だけで全部取ってしまうということではなくて、ニューヨークに送金されているのか、スイスに送金されるのか、それは全く分かりませんが、国外でつまり日本に支店を出して頑張る理由が大いにある。果実を今エンジョイできる、これから先分かりませんが、そういうところにあるということもあるというふうに承知しております。

伊藤座長 分かりました。

牛島委員 ついでに申せば、頭割りからすると、日本の弁護士より大分良いのはむしろ当然だと思われているということだろうと思います。それは、生活費も多いですから、必ずしもだから良いということにはなりませんけれども。

伊藤座長 どうぞ、中川委員。

中川委員 私はもうかっているか、もうかっていないかとか、そういうことは全く分かりませんが、先ほど外国法共同事業が規制緩和の中でつくられたということは、確かにそのとおりだと思います。

その後、この資料18-3-1でもかなりの外国法共同事業が利用されているということは、やはりその使い勝手の良さといえますか、ニーズがあるからここまで広がったのだろうと思います。一方でそれについて何か問題があるのかという点については、少なくとも私どものほうで外国法共同事業について、何か問題点があるというような話は入っておりませんので、もし問題点があるというのであれば、どういう問題点があるのか、常日ごろから接していらっしゃる弁護士の先生方でお知りであれば教えていただきたい。

伊藤座長 今、中川委員からの御発言のあった点に関して御存じの点があれば御発言いただければと存じますが、いかがでしょうか。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 中川委員の御趣旨からは大分ずれたことだと思いますが、私またもう一度杉山委員の言われたことに戻るのですが、実は、先ほど来も人の財布の、誠に失礼な話かもしれませんが、そういった話も憶測の域を出ないのだと思いますけれども、実はその金銭的なことは別にしましても、どういう活動をされているかということは十分に把握されていない、これは弁護士業一般についても秘密性が重要な仕事でありますから、なかなか把握しにくい仕事であるということは分かります。

したがって、外国法共同事業の現状、実情がどうかということもなかなか分かりにくい。私はたまたま外弁委員会というところにおりますので、新しく申請してこられる方を介して、それぞれの事務所、もし事務所があれば、母体となる事務所がある方については多少分かることがある。それも限られている。そういう実情かなと思います。

それから見ますと、法人化をするということになりますと、法人というものは個人ではな

いわけでありますから、当たり前ですが、したがって、ますますだれが何をしたのかということについて分かりにくくなるという観点から見ますと、法人化ということはこれまでの外国法共同事業ないし外弁制度がどうかということの検討を踏まえた上で、今回は、つまり外国法事務弁護士の法人ということになると、もちろん実は日本の弁護士も同じなのでありますが、どのようなことを逆に「監督」といっていいのでしょうか、余りはやりの言葉ではないかもしれませんが、「ウオッチする」という立場からはどういうことを知る必要があるのか、またその手だては何なのかという検討も必要なのではないかなという気はいたしております。

伊藤座長 ありがとうございます。ただいまの牛島委員の御指摘は誠にごもつともです。後半部分でその点については弊害、問題点に関連して議論をさせていただきたいと思えます。  
越委員 今のことに若干だけ関係があるかもしれないということで、申し上げたいことがあります。

私が地方に長かったせいもありまして、「地方にも外弁の方っていらっしゃるのだな。」と、「いろいろな県にいらっしゃるのだな。」ということを知りまして、幾つかの県の外弁の事務所について「どのような方がされているのか」、それから私が一番関心を引かれたのは、「一体どういう方がクライアントなのか、ニーズがあるのか」とても不思議に思いました。

それで、実際にその県の弁護士会の会長をされた方と面談したり、話で実情を伺ったりしました。そこで分かりましたことは、地方において外弁の事務所を構えていらっしゃるところの幾つかは、何らかの理由かは分かりませんが、「実際にはそこにいない」のですね。全く常駐していないのです。実際に事務所を開くときと、あと新年会とか、その県の弁護士会の集まりがあるときだけお見えになる。日常全くいらっしゃらない。そのことはその県の弁護士会の方々すべて御存じなのですね。「懲戒の問題がやはりあるのでしょうか。」というようなお言葉も出てくるのです。実際に何回か私そういうお言葉を聞きました。

ですから、先ほど牛島委員のほうからも「手だては何なのか。」というようなお言葉がありましたけれども、手だてを考えてちょっと望ましくない事態というのは何らかの調査をしたり、改善の手だてを講じる必要があるのではないかなということを感じております。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。

どうぞ、何先生。

何氏 外弁としては、2年間に1回報告という制度がございまして、さらに、基本的には1年間に180日以上日本に滞在しないといけないという条件があります。先ほどおっしゃったような状況で、しかも日本に滞在していないのであれば、恐らく問題がありそうな気がします。ただし、今までその点で問題となったという外弁の例は聞いたことがないので、そこから見ればB法人をつくった場合には、どういうルールで検査をするのか、中国の会社法上の制度には、「年度検査」というものがあります。「1年間この会社は何の活動をやっているのか、どういうものなのかを報告してください。」ということがあるので、資料はすべて開示され、調べることはできるのです。あえて日本の弁護士法人制度においてこ

のような制度を導入するかどうか。あと、外国法事務弁護士のみに対する、今までの2年間報告の制度をどこまで強化するのか、ということになるのではないかというふうに思います。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

やや、議論が弊害あるいは問題点ないしそれに関連する論点に移行しつつございますが、必要性に関してはいかがでしょうか。先ほど越委員から2点ということで、「競争制限の要素の排除、それに関連していわばインセンティブの付与ということの重要性」、それから「長期的視点からの制度設計ということで多様な選択肢を用意することに意味があるのだ。」というような御発言もございました。また、具体的なところでは、今のインセンティブに関係をいたしますけれども、雇用されている外国法事務弁護士の方のいわば昇進の問題、あるいはそういう形で優秀な人材を我が国の法実務の中で生かしていくというような意味があるというような、これはヒアリングのとき、あるいは下條委員からの御発言もございました。もちろん、後半の、その弊害、問題点についてはこれから議論していただくことですが、非常に具体的かつ明白なニーズだとか、必要性というのがここにあるということは必ずしも言えなくても、今私が申しましたような意味での必要性ということであれば、この場で委員の皆様の認識が一致したというふうに取りまとめさせていただいてよいのか、ややそれが強引であれば、「いやいや、必ずしもそうは言い切れないのだよ。」という御発言があれば、もちろんその点も踏まえてですが、必要性に関する議論の取りまとめということではいかがでしょうか。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 一点、余り需要がないということを申しているながら恐縮ではありますが、必要性といえますか望ましさという点では、現在の法制度を前提とする限り、外弁法人ないしB法人ですか、A法人またはB法人にしても法人であるということ、支店が認められるということになるとすれば、やはりこれは一つの大きなポイントであるということは逃してはならないのかなと、そう思います。これは、例として出た大阪の弁護士事務所、弁護士法人ですか、が既に東京での支店をお持ちでいらっしゃるということも踏まえれば、やはり一つのポイントだろうというふうに思います。

伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

ただいまの牛島委員からの、これはどちらかというと明らかに必要性といえますか、それに関連するものだと思いますが、そのような御発言がございまして、必要性ありという点ではここでの委員の方々の大方の御意見の一致を見たというふうな形で取りまとめてもよろしゅうございますか。もし、御異議がなければ、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続きまして、ただいまも御発言がございましたが、弊害、問題点に関する部分に関しては、渡邊幹事から説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、もう一度資料18にお戻りください。資料18の3頁目を御覧ください。

「4. 弊害・問題点等」でございます。

B法人制度を創設する場合には、弁護士法第72条及び第27条との関係、あるいは弁護士と非弁護士とが提携・協働して業務を遂行する場合に指摘されている弊害・問題点のほか、他の専門職法人制度との関係等を踏まえると、次のような弊害・問題点を挙げるのができようかと考えておりますが、このような弊害・問題点について、それぞれどのよう

に考えるべきか。幹事としては、これから御説明する点が弊害・問題点として挙げることでできようかと考えておりますが、このような弊害・問題点のほかに、特に検討すべき弊害・問題点はあるか、こういった点を御議論いただきたいと考えております。

まず、「(1) 弁護士法第72条及び第27条との関係」でございます。

弁護士法第72条は、弁護士等以外の者による法律事務の取扱いを原則的に禁止しております。これはなぜかと申し上げますと、弁護士には、法律専門家としての能力及び倫理の担保を図るための諸般の措置、例えば、厳格な資格要件が設定されていたり、あるいは職務の誠実適正な遂行のための必要な規律が設定されており、このような措置が講じられた弁護士が法律事務の取扱いを独占することが国民の法律生活の公正かつ円滑な営みと法律秩序の維持のために必要であると考えられたからです。

また、このような弁護士法第72条の趣旨を踏まえまして、法律事務全般を取扱い業務とする弁護士法人については、仮に非弁護士に対して社員資格を付与してしまいますと、その非弁護士がその地位を利用して、悪用して、被用者である弁護士を指揮・命令する事態が生じてしまい、その結果、先ほど申し上げた弁護士法第72条の趣旨を容易に潜脱し得ることになってしまう。このような弊害発生を防止するため、弁護士法人の社員資格を弁護士に限ることとされております。

さらに、弁護士法第27条は、弁護士法第72条の趣旨を踏まえまして、これに違反する行為を直接的又は間接的に助長する行為を防止するため、弁護士による非弁護士との提携を禁止しております。

整理すると、弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人以外の方を規律する規定でございます。他方、弁護士法第27条は、弁護士を規律する規定でございます。このような関係にあることを御承知おきいただきたいと思っております。

ところで、今御議論いただいているB法人制度は、弁護士等以外の者である法人が法律事務を取り扱うということでございますので、このような制度を許容するということは、弁護士法第72条の例外として位置付けられるものでございます。

そして、その社員資格については、日本法に関する法律事務の取扱いが禁止された外国法事務弁護士に対しても付与されます。そうしますと、法人業務のうち、日本法に関する法律事務の取扱いについては、社員である外国法事務弁護士がその地位を利用して、あるいは悪用して直接的に日本法に関する法律事務に関与したり、あるいは直接的ではないにしても、社員である弁護士や雇用されている弁護士を介して間接的に関与するおそれがあり、その結果、先ほど来から申し上げている弁護士法第72条の趣旨が損なわれるおそれ、すなわち国民の法律生活の公正かつ円滑な営みが阻害されたり、法律秩序を維持することが困難となってしまうおそれがあるのでないか、このような弊害・問題点が考えられます。また、このような弁護士法第72条の趣旨を踏まえて弁護士法人の社員資格を弁護士に限定したのに、そのような規律が乱れてしまうのでないかといった問題点も考えられます。更には、弁護士の関係で言いますと、弁護士法第27条の趣旨を害してしまわないかといった弊害・問題点も考えられます。

こういった観点から弊害・問題点を検討する必要があるのではないかと、ということでお示しさせていただきましたが、このような考え方について、どのように考えるべきか。

ただ、今申し上げた点はいささか抽象的で漠としてございますので、具体的にどういった

点に留意しながらこの問題について考えていくべきかということをご説明したいと思います。

大きく分けまして、三点ほどございます。

まず、このB法人制度は、弁護士でない外国法事務弁護士が社員として法人業務に関与することを認める制度でございますが、単なる無資格者が社員として関与することを認める制度と捉えてよいのかといった問題意識から、外国法事務弁護士をどのように位置付けるべきかということで、「弁護士との同質性について」ということをお示しさせていただいております。

外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務の取扱いこそ禁止されておりますが、外弁法に基づきまして、一定の範囲の法律事務の取扱いが許容されております。おさらいになりますけれども、取り扱うことのできる法律事務の範囲について、弁護士と外国法事務弁護士とを比較した図を作成しましたので、資料18-7を御覧ください。

重要なのは一番下でございます。日本法案件については、弁護士は当然のことながら取扱いができますが、外国法事務弁護士は、その取扱いが禁止されております。他方、外国法案件については、弁護士はすべて取扱いができますが、外国法事務弁護士、この設例では原資格国法がA国法、指定法がB国法の外国法事務弁護士の場合を想定しておりますが、A国法案件、B国法案件の取扱いができます。C国法案件については、原則取扱いができませんが、前回も議論になりましたけれども、書面による助言を受けてするときは、できるということでございます。

外国法事務弁護士は、我が国との関係におきましては、非弁護士として位置付けられておりますけれども、資格を取得された国、例えば米国でありますとか、英国でありますとか、そういった資格取得国との関係においては、当該国の資格法制上の根拠に基づいて法律事務の取扱いを職務とする弁護士に相当するものという位置付けになるかと思っております。したがって、実質的には、弁護士と同質性を持った専門職であることには変わりがない立場でないかと、このように考えることができるのでないか。

この意味におきまして、B法人の社員資格を外国法事務弁護士に対して付与することによって、先ほど来から申し上げている弁護士法第72条等の趣旨を害するおそれがあるとしても、法律事務の取扱いに関する知識、能力について何ら制度的担保のない、単なる無資格者に対して付与する場合と、果たして同列に考えてよいのかどうか、この辺が一つ議論のポイントになるのではないかと、このような考え方を提示させていただきました。

他方、逆の見方もできまして、弁護士と同質性を有するがために、単なる無資格者の場合とは異なった観点から特に検討すべき弊害・問題点もあるのでないかということで、議論の対象として挙げさせていただきました。

次に、「外国法共同事業の規制の在り方との関係について」でございます。

B法人制度は、外国法事務弁護士と弁護士との間の法人形式による横の提携・協働関係の構築を許容しようとするものでございます。この関係に類似するものとしましては、先ほど御説明しましたとおり、現行法上は、外国法共同事業として、民法上の組合形式による横の提携・協働関係を構築することが許容されております。そこで、この類似する外国法共同事業の規制の在り方との関係について、検討してみることが有益ではないかという

こととさせていただきます。

資料18-8を御覧ください。

左側にB法人制度を想定して示した図、右側に類似する制度ということで外国法共同事業を示した図を記載しております。

外国法事務弁護士が弁護士等との間で法律事務を行うことを目的とする共同事業を行うことにつきましては、平成15年改正以前は、弁護士等が法律事務を行って得る収益の分配を受けることも含めて原則的に禁止されておりました。ただ、例外的に一定の職務経験を有する弁護士を共同事業の相手方とする場合に限り、これもまた一定の範囲の法律事務の取扱いを目的とする共同事業を行うことが許容されていたにすぎませんでした。

ところが、平成15年改正によりまして、これらの規制が撤廃されました。外国法事務弁護士が弁護士等との間の合意によって、取り扱う法律事務の範囲を限定することなく自由に共同事業を行うことができるようになり、併せて外国法共同事業により得た収益についても、共同事業の相手方である弁護士等が日本法に関する法律事務を行うことによって得た収益部分を含めて自由に分配することが許容されることとなりました。

この改正に係る立法過程におきましても、先ほど来から私が御説明していますとおり、外国法事務弁護士が弁護士等を介して日本法に関する法律事務に関与するおそれがあるなどの弊害・問題点が指摘されたところとさせていただきます。

しかし、法制化に当たりましては、外国法事務弁護士と弁護士との間のより緊密な提携・協働関係を構築する必要があるということがまず指摘されまして、また、外弁法施行後、外国法事務弁護士が権限逸脱行為によって懲戒処分を受けた事例がないこと、あるいは外国法事務弁護士が取り扱う法律事務のほとんどが国際的な企業活動に関するものであることなどの施行実績等が考慮されまして、このような弊害が生じるおそれがあるとしても、その程度は、事前規制、すなわち原則禁止するような事前規制を設けなければならないほど高くはないものと判断されました。

このような判断を踏まえまして、外国法事務弁護士と弁護士等との間の共同事業の原則禁止といった事前規制は撤廃されまして、その一方で、権限逸脱禁止違反行為に対する懲戒、罰則といった事後規制を有効に機能させる措置として、外国法事務弁護士に対しては、大きく2点の規制を設けることとされました。

1点目は、日弁連に対する共同事業の届け出義務を課すこと、2点目は、共同事業形態を利用した外国法事務弁護士による権限逸脱禁止違反行為を抑止するために、行為規制として共同事業の相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって、当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについては、不当な関与を禁ずるという行為規制を課することとされました。

この資料18-8の右側の外国法共同事業を示した図にありますとおり、外国法事務弁護士が、提携・協働関係を築いている弁護士あるいは雇用している弁護士に不当な関与をするおそれが考えられる。ただ実際には、その弊害の程度というのはさほど高くはないのでないか。したがって、原則禁止ということはないのだけれども、事後規制である懲戒、罰則を有効に機能させるべく行為規制を設ける。行為規制としては、共同事業の相手方である弁護士については、不当関与の禁止という行為規制が設けられることとなりました。また、この改正では、外国法共同事業の自由化と併せて、弁護士の雇用も解禁されました

が、弁護士を雇用する場合には、当該弁護士については、指揮・命令の禁止、あるいは不当関与の禁止といった行為規制が設けられることとなりました。

このように、B法人制度と類似する外国法共同事業につきましては、外国法事務弁護士が共同事業の相手方である弁護士等を介して日本法に関する法律事務に関与するおそれがあるとしても、その程度は事前規制を設けるほど高くはないものと判断されております。そうしますと、類似するB法人制度を創設する場合についても、日本法に関する法律事務の取扱いについては、先ほど来から申し上げているとおり、社員である外国法事務弁護士がその地位を利用して直接日本法に関する法律事務に関与したり、あるいは社員又は雇用している弁護士を介して間接的に関与するおそれがあるとしても、その程度は、外国法共同事業の場合と同様に、事前規制を設けるほど高くはないのではないかとといった見方もできるかもしれません。このような見方について、どのように考えるべきかというところが議論のポイントになるのではないかとということで、このような見方を提示させていただきました。

他方、外国法共同事業の場合と異なって、B法人制度を創設する場合に特に検討すべき弊害・問題点もあるかもしれませんので、そういった点も議論していただきたいと考えております。

さらに、「他の専門職法人制度と諸外国の立法例との関係について」でございます。

資料18の6頁を御覧ください。

この「諸外国の立法例」のところ【P】とありますが、この点は以前からずっと御指摘いただいているところでして、間もなく調査結果を御報告できると思います。調査中ということで【P】ということにさせていただきました。

我が国におきましては、司法書士等の隣接法律専門職種や公認会計士といった専門職につきましても、法人制度が導入されております。これらの専門職法人制度につきましても、弁護士法人制度と同様、一般的にその社員資格が専門職に限定されておりますが、他方で、これから御覧いただきますとおり、非専門職、つまり無資格者に対しても社員資格を付与するなどの法制例も存在しております。これらの法制例における規制の在り方を見ますと、非専門職が法人の社員としての地位を利用して、専門職のみに独占的に認められた業務について不当な影響を及ぼすおそれや、非専門職が法人を不当に支配するおそれといった弊害・問題点が考慮されて、その防止・解消のための措置が講じられていると見受けられるところでございます。

B法人制度は、非弁護士である外国法事務弁護士に対して社員資格を付与しようとするものでございますから、B法人制度を創設する場合にも、このような非専門職に対して社員資格を付与するなどの法制例において検討された弊害・問題点も同様に妥当し、このような弊害・問題点についての検討も行うべきである、そういった見方もできようかと思いますが、このような考え方についてどのように考えるべきか。また、別の観点からの見方もできるかもしれません。つまり、異なる専門職法人制度でございますので、そのような他の専門職法人制度の場合とは異なって、B法人制度を創設する場合に特に検討すべき弊害・問題点があるのであれば、ここで併せて御議論いただくのがよいのではないかと。

資料18-9を御覧ください。

この表では、弁護士法人と司法書士法人、監査法人、三つの専門職法人制度を比較対照

しております。この表は、法人の社員としての地位を利用して専門職のみに認められた独占業務について不当な影響を及ぼすおそれ、あるいは法人を不当に支配するおそれといった弊害・問題点が考慮されて、この図に記載してあるような弊害防止措置がとられていると、これを整理した表でございます。

かいつまんで御説明いたしますと、例えば、一番右端の監査法人制度につきましては、社員資格は、公認会計士のほかに、特定社員と言われる方に付与されております。特定社員は、日本公認会計士協会に備える特定社員名簿の登録を受けた者でございます。公認会計士と特定社員が混在する監査法人ができるわけですが、その場合であっても、公認会計士の社員に占める割合については下限が設定されておりまして、75%となっているようでございます。

次に、表の業務執行機関というところを御覧ください。

監査証明業務が公認会計士の独占業務に当たりますが、監査法人の監査証明業務については、公認会計士である社員のみ業務執行権が付与されております。そのほかの公認会計士の独占業務でない業務につきましては、特定社員も含めたすべての社員に業務執行権が付与されております。さらに、具体的な業務執行の前提となる意思決定の点ですが、重要な意思決定を社員の一部で構成される合議体で行う場合には、その合議体において公認会計士である社員の占める割合に下限を設定しております。この下限の割合は、先ほどと同様でございます。75%となっております。

また、監査法人には、業務管理体制を整備する義務が課せられておりまして、具体的にはこの表にありますとおり、業務の執行の適正を確保するための措置を講じる義務、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施といった義務のほか、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置を講じる義務が課せられております。

代表機関につきましては、これは業務執行権の所在と密接に関連しますが、公認会計士の独占業務である監査証明業務については、公認会計士である社員のみが各自代表する、その他の公認会計士の独占業務でない業務については、特定社員も含めたすべての社員が各自代表する、このような仕組みとなっております。

さらに、業務執行方法の規制でございますが、公認会計士である社員以外の者に監査証明業務を行わせることが禁止されておりまして、併せて財務書類の証明をする場合は、その証明に係る業務を執行した社員において、資格を表示して自署、押印する義務が課せられております。

専門職である社員と無資格者である社員とが混在する法人という意味では、監査法人制度が一番参考になるのではないかとということで、今御説明させていただきました。この点につきましては、具体的な弊害・問題点の防止措置を御議論いただく際に、改めて詳細に御説明したいと思っておりますので、本日はこの程度にしておきたいと思っております。

資料18にお戻りいただきまして、7頁の(2)を御覧ください。

「関連する弊害・問題点について」でございます。

B法人制度は、弁護士と非弁護士である外国法事務弁護士との間の提携・協働関係の構築を許容しようとするものでございます。弁護士と非弁護士である他の専門職とが提携・協働して業務を遂行することについては、その有用性が指摘される一方で、資料18-1

0の文献にあるように、いくつかの弊害・問題点も指摘されているところがございます。これらの弊害・問題点については、外国法事務弁護士に対して社員資格を付与しようとするB法人制度には妥当しないと、そのような考え方があるかと思いますが、このような考え方についてどのように考えるべきか。

2点ございます。まず1点目は、「業務行為規範・倫理規範との関係」でございます。

弁護士については、弁護士法第72条の趣旨を踏まえまして、弁護士法や日弁連会則等によって、職務の誠実適正な遂行の確保のために必要とされる規律が設けられております。典型的には、利益相反行為の禁止、守秘義務といった規律が設けられております。

他方、他の専門職においては、必ずしも弁護士と同様の規律が設けられておりません。例えば、業務の性質上、双方代理が一般的に許容されている例もございますし、また、公認会計士については、ディスクロージャー義務のように、むしろ弁護士とは全く正反対の規律が設けられている状況にあります。このように、業務行為規範や倫理規範が相違する弁護士と他の専門職とが提携・協働することによって、弁護士が自らの規範を遵守しながら業務を遂行することが困難となってしまう、ひいては弁護士法第72条の趣旨を害することとなってしまうかといった弊害・問題点が指摘されているところがございます。

このような弊害・問題点につきましては、外国法事務弁護士は、外弁法や日弁連会則等によりまして、弁護士の場合と同様の規律が設けられておりまして、この規律に服することとされていますから、そういう意味では弁護士と同質性を持った専門職と行うことができます。したがって、このような弊害・問題点についての指摘は当たらないのではないかと考えることもできますが、このような考え方についてどのように考えるべきかということでございます。

2点目は、「弁護士自治との関係」でございます。

弁護士自治の定義ですけれども、一般的には、弁護士の資格審査や懲戒を日弁連や弁護士会の自治に委ねて、それ以外の弁護士の職務活動や規律についても、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則を言います。

このような自治が認められた弁護士と、行政官庁の監督を受ける他の専門職とが提携・協働することを許容してしまいますと、行政官庁の監督権限が他の専門職を通じて弁護士にまで及ぶおそれがあり、その結果、弁護士自治が害されることとなるのではないかと、という弊害・問題点が指摘されているところがございます。

このような弊害・問題点につきましては、外国法事務弁護士は、日弁連や弁護士会の会員として、日弁連等の自治による監督を受けることとされておりまして、そういう意味では、弁護士と同質性を持った専門職と行うことができます。したがって、このような弊害・問題点についての指摘は当たらないのではないかと、というように考えることもできますが、このような考え方についてどのように考えるべきかということでございます。

長くなりましたが、現時点で考えられる弊害・問題点として以上の考え方を提示させていただきました。

伊藤座長 それでは、ただいま幹事から説明がございました点についての、御質問や御意見を承りたいと思いますが、高中委員から、資料がございますので、まずそれについての御説明を頂きたいと存じます。

高中委員 ありがとうございます。

今までのお話を承っておりますと、どうも私の立場は函館五稜郭の土方歳三のようになっております。孤軍奮闘、最後の攘夷派という感じですが、ちょっと我慢してお聞きいただきたいと思えます。

資料の4番から始めさせていただきたいと思えます。先ほど杉山委員からお話がありました当初の外国法事務弁護士制度導入のときに、英米の巨大ローファームが日本に進出してきたときに、我が国弁護士がその独自性を維持できるかという議論が確かにありました。しかしながら、そういう事態には至っていない、こういう認識が今できるどころです。現実に外国法共同事業がどういう運営をされているのか、私はつまびらかにするところではございません。しかし、外国法事務弁護士による弁護士の雇用外国法共同事業による収益分配も解禁されているということからすれば、攘夷論は今や風前のともしびどころか、消えてしまったのではないかと考えてよいのでしょうか。

2番目ですが、このB法人を容認する場合に、恐らく国際的な法務ビジネスの開拓、拡大のツールという位置付けで法人をとらえてくるだろうと考えるところではあります。日本において、公共的な、無償奉仕のためにB法人を外国の巨大ローファームが、日本の弁護士とタイアップしてつくろうという実態は考えづらいところではあります。

私だけなのかもしれませんが、法曹以外の委員に申し上げておきたいのですが、私ども弁護士というのは不思議な存在でして、公益性をかなり重視しているところがあります。プロフェッション論と言われているものです。これが余り過度になると依頼者の利益を無視するという批判もいただいているところではあります。我々がお酒を飲んでいる席においても、「おい、この仕事はもうかるぞ。」という話は余りいたしません。医者が金もうけの話高声にしないのと同じです。金もうけということに関していうと、積極的に日本の弁護士は話をしたがるという性癖があります。「これはもうかる」というような話は余りしない、こういう風土の中で、B法人をどうするかという問いがあります。

最近、「猿でもできる弁護士業」とか、「72条を撤廃して、20兆円の法務があるから、これを一般に開放しろ。」という大変元気のいい某弁護士の広告が出ておりましたが、残念ながら私はあの考えにはくみすることはできません。私はかねて尊敬している吉川精一弁護士がいらっしやまして、弁護士の産業化ということに対して、強い警鐘を鳴らしておられて論文も多数お書きになっている。実態は私も知りませんがアメリカの弁護士の一部、あるいは欧米の弁護士の一部に、弁護士を単なる「産業」と考える層がいる。「弁護士の産業化」に対して、吉川先生は大変危惧の念をお漏らしになってはいますが、私はこれにシンパシーを覚えている者の一人です。

ところが、3番目に書きましたとおり、我が国の国際的法務を扱う法律事務所は、相当に力を付けている、決してアメリカの巨大ローファームの支配下に置かれず、日本の弁護士の独自性は保たれる、こういう意見もございしますが、さあどう考えたらよろしいのか。先ほどの渡邊幹事の御説明によれば、余り大きな影響はないのではないのだろうかとも思われます。外国法事務弁護士も弁護士と同じ弁護士であるという同質性からすれば、そう心配したことではないのではないのか。という発言もありました。むしろ、このB法人を導入することによって、法務ビジネスの海外展開を積極化させたほうが我が国の国益にかなうという考え方なのではあると思いますが、それでよいのかどうか。これはここの弁護士委員同士で口角泡を飛ばす議論とは思っておりませんので、むしろ法曹以外の杉山委員あたりからお

考えをお尋ねしたいと個人的に思っているところです。

次に、現行の弁護士法人制度に対する影響です。渡邊幹事の御説明にあったとおり、ほかの専門職法人は、監査法人を除きますと、社員資格を限定しております。B法人を認めますと、やがては今の弁護士法人の社員資格を外国法事務弁護士法人に開放しないという理屈はどうやって立てるのだろうか。今はごさいません。弁護士法人についての弁護士法改正をこの研究会が提案する必要があるのかといえ、恐らくそれはないという取りまとめになるのは私も十分に理解しているところではあります。次のステップとして、アメリカないしはヨーロッパから、開放要求として、日本の弁護士法人について社員資格を外国法事務弁護士に開放せよという要求があったときに、これに抗する理由は果たしてあるのか、こういう問題提起をさせていただきたい。

弁護士法72条について、大変詳細な説明を渡邊幹事から頂戴しました。72条は、法律事務を弁護士が独占する、その代わり弁護士には大変高い責務を課されるわけです。そして、72条但書は、他の法律に別段の定めがあれば適用されない。つまり、弁護士による法律事務独占を上回る価値があれば、立法政策で除外するとなっております。そういう中で、このB法人について、我が国の国際化に伴う利用者の利便性の向上、我が国弁護士の海外進出の促進という理由などによって適用除外として果たしてよいのかどうかについても議論を頂戴したい。

それから、専門職法人は、すべて社員資格を限定しておりますが、B法人を容認すると、余計な取り越し苦労と言われればそれまでですけれども、司法書士法人や行政書士法人などについても社員資格を一般に開放せよという話になりはしまいかということが問題になりそうです。特に、司法書士法人に関して言うと、簡裁訴訟代理権を有する認定司法書士があり、弁護士の職務内容と一部重なり合う。最近の情勢を見ますと、簡裁の訴訟代理の割合は、とうとう司法書士が弁護士を超えたところまでいっています。ますますこれは増えてくるだろうと思います。

こういう状況の中で、法曹人口が大幅に増えてまいります。司法書士法人について、社員資格の限定をはずして弁護士にも社員資格を認めるという法案を出したとき、すんなりと通るとは思えません。恐らくそういうオープンな社員資格にして、「弁護士さんがどんどん進出してきてもオーケーですよ。」ということにはならないのではないかと。社員資格を当該専門職に限定するポリシーは、今後も維持していくべきなのかどうか。それとも外国法事務弁護士法人に限定した部分開放ということで説明が付くのかどうかという問題提起をさせていただきます。

最後に、権限外法律事務の規制についてです。恐らく日本法を扱える外国法事務弁護士法人を認めたとしても、外国法事務弁護士が日本法を扱えないということに関して、「撤廃せよ。」という議論にはならないだろうと思いますが、しかし撤廃してもよいのかどうかという根本的な議論もあるだろうと思います。

もう一つは、行為規制の在り方です。外国法共同事業では、不当関与の禁止というのがあります。それから、雇用には、違法な職務命令の禁止というのがあります。日本の弁護士を外国法事務弁護士が雇用している場合に、その雇っている日本の弁護士に対して不当な業務命令をしてはいけないという行為規制があります。

それでは、法人の場合にはどういう規制があるのだろうか。法人の場合、会社に例えると

役員会があります。そういう席で、ある一定の業務の可否、あるいは法人としての方向性を探るときに、日本法の事務が出てきた。そのときに、外国法事務弁護士たる社員はもちろん発言をしないのでしょうか、不当関与の禁止というのは一体どういうふうに貫いたらよいのか、なかなか具体的なシチュエーションが見えてこないと思うのです。そこで役員会から退場することはないのでしょうか、恐らく黙ってしまうということで、日本の弁護士社員だけが方針の決定権を持つのだろーと思いたしますが、そういう在り方でのいいのか、ほかの在り方があるのかどうか。これも弁護士委員以外の先生方からお話を是非聞いてみたいと思います。

土方歳三として、最後のお話を申し上げましたが、このぐらいの問題提起をいたしませんと、この研究会がすぐに終わってしまいそうです。あえて申し上げさせていただきました。伊藤座長 どうもありがとうございました。議事の進め方ですが、この点につきましては、次回も続行するという前提でお考えください。どうぞ、下條委員。

下條委員 先ほど渡邊幹事のほうから説明していただいた資料18、これの5頁に、下から3番目の段落に、「平成15年改正により、これらの規制が撤廃され、共同事業が自由化された」と書いてありますけれども、この点について若干補足させていただきたいと思いたす。

次に、資料の18-3-1をちょっと御覧ください。資料18-3-1は、弁護士白書からとって外国法共同事業による提携関係の状況ということの一覧表がございます。それで、外国法事務弁護士事務所名というところを御覧になっていただくとお分かりになるかと思うのですが、外国法事務弁護士によっては、「外国法事務弁護士事務所」と名乗っているところと、「法律事務所」と名乗っているところと2種類ございます。これは先ほどざっと数えたらおおよそ半々でした。15対15ぐらいでした。それで、なぜこうなっているかを御説明いたします。

これは、弁護士法20条の1項というのがございまして、これによると、弁護士しか法律事務所として名乗れないというのがございまして、片や、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法のほうは、45条1項というのがございまして、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士事務所と名乗らなければならないと、そういう規制がございます。

では、なぜこの外国法事務弁護士事務所名の中に法律事務所と名乗っているところがあるのかという疑問が出てくるかと思いたすけれども、これは特例として、外弁法第49条の5によって、私どもは一体型と呼んでいますけれども、「一体型共同事業の場合には法律事務所と名乗ることができる」とされており、その規定を使って外国法事務弁護士が「法律事務所」と名乗っているわけです。いわば、一つの法律事務所の中に、日本弁護士と外国法事務弁護士がいるという形です。

これに対して、「別体型共同事業」というのがありまして、これは日本弁護士と外国法事務弁護士がそれぞれ別々の事務所、ですから日本の弁護士は「法律事務所」と名乗り、外国法事務弁護士は「外国法事務弁護士事務所」と名乗り、この二つの事務所が共同事業をする、これが「別体型共同事業」というものであります。ですから、この平成15年改正によって、このような「一体型」と「別体型」と二つの共同事業が認められた、この点が非常に重要なので、申し上げておきたいと思いたす。これを、今問題になっている、さらに法人としての共同事業と考えた場合、別体型であれば、片や弁護士法人と外国法事務弁

護士、いわゆる「純粹外弁法人」ですね、これとの間の共同事業ということになる。これに対して一体型のほうはまさに今問題になっている「混合法人」ということで、一つの法人の中に弁護士と外国法事務弁護士が社員として共存するという形になるわけです。ですから、このあたりを十分意識して御理解の上、これからの討議をしていただきたいと思います。

伊藤座長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、越委員。

越委員 高中委員の作っていただきましたペーパーにある論点は、どれも置き去りにしてはならないものであると思います。ありがとうございます。これは、すべて答えるべきだと思います。私は、時間のこともあり、ここでは第4というところの三つの論点についてだけ、個人的な感想を申し上げたいと思います。

三つありますけれども、一つは、「英米巨大ローファーム等の傘下に入ってしまうのではないか」という事態を懸念しなくてもよろしいのか」ということに関連しておりますけれども、これについての私の感想は、確かに例えば国際経済学の教科書の最初のところによく「幼稚産業の保護」というのが出てきますけれども、あれのように「最初の一定期間制度によって保護する」ということが、社会経済の運営において絶対にあり得ないかというのと、そういうことはないとは思いますが、私は現段階の事実から判断すると、既に制度による保護によってそれを達成するというのではなくて、「自由な競争と、その中において切磋琢磨されて出てくる本物の実力によってそれが達成されるべき」だと思います。補足いたしますと、私は日本のローファームが英米巨大ローファームの傘下にすべて入ってしまうことを望ましいとは考えておりません。

それから、2番目の弁護士の公益性ということでございますが、最初に余計なことを言いますと、昨今大変著名になっておる私の同級生だった弁護士たちもおりますけれども、彼らは昭和50年代に弁護士になり始めたときから既に「何がもうかるか。」ということをもう常々酒の席でもそうではない席でも、やっておりました。また、それを聞いておきますと、彼らの事務所の中もそういうことであるらしいなと私は理解してまいりました。

本題に戻りますと、この2番目についての私の感想は、公益性に関してのことでございますけれども、その公益性の中身及び実現するための手段を考えた場合には、一つには「競争による効率」、二つ目には「質の確保」だと思います。こういったことが公益性の中身であるとするならば、競争促進をもたらすような制度にしていくということは、決して弁護士本来の公益性の問題に反するものではないと考えます。

3番目に、「混合法人を導入すると、日本の弁護士事務所の海外展開が積極化されるのではないか」という論点ですが、これは当面、例えば5年とか10年を見据えた場合は、私は実際上難しいと結論付けざるを得ないと思います。現在、なかなかそういった望ましい事態になっていかないことの原因は、特段、制度にあるのではございません。別のところに原因があるというのが正しい事実判断かと思っておりますので、それは制度の問題と余り関連してこないと思いますが、しかしそれでも、マンハッタンにもあるいはロサンゼルスにも、ロンドンにも日本人の弁護士の方がたくさんいらっしゃるって、そして数が多いのみならず、単なる通訳とは違う、本当に日本の企業あるいは個人のために助けてくださるようなそう

いう方の人数が増える、その質が、レベルが上がっていくということは本当に望ましいことであり、現段階ではなかなかそうならないことに危機感を覚えるという御発言をされるプロフェッショナルの方は実はかなり多いのですね。ですから、「制度の問題ではない」のですけれども、これは「大事な経済社会としての日本の問題だ」と、テーマだと思えます。

そして、間接的なことかもしれませんが、より優秀な弁護士の方がたくさん輩出されて、そこでお互い切磋琢磨する状況が進展していくことによってどんどんレベルが高まれば、それによって海外展開をされる日本の弁護士事務所のエンジンにも余計燃料が入るようになるという効果はあるのではないかという気がいたします。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。

まだ御意見多々あるかと存じますけれども、次回継続してこの点についての御審議をお願いしたいと思います。

それでは、今回は2月25日水曜日午後3時から、東京高等検察庁17階の会議室で開催させていただきます。

本日はこれで閉会にさせていただきます。

—了—